

# 市立〇〇〇〇学校地震防災規程

## 第〇章 総 則

(目 的)

第〇条 この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第〇条 この規程は、〇〇〇〇学校の児童生徒及び当学校に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

## 第〇章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置)

第〇条 〇〇〇〇学校における地震防災対策の総合的な推進を図るため、校長を長とする「地震防災対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設ける。

- 2 対策委員会の委員は、校長のほか、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇等をもって構成する。
- 3 対策委員会の任務は、次による。
  - (1) 地震防災規程の改廃に関すること。
  - (2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。
  - (3) 建物、設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。
  - (4) 防災訓練に関すること。
  - (5) 防災教育及び防災の広報に関すること。
  - (6) その他、防災上必要な事項。
- 4 対策委員会は、〇〇〇〇に〇回開催する。  
ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。
- 5 対策委員会のもとに委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。
- 6 防災対策班の組織は次のとおりとする。

|            | (担当班) | (担当責任者) |
|------------|-------|---------|
|            | 総括班   | 〇〇 〇〇   |
|            | 情報伝達班 | 〇〇 〇〇   |
| 防災責任者 〇〇〇〇 | 出火防止班 | 〇〇 〇〇   |
| (委員長)      | 消火班   | 〇〇 〇〇   |
|            | 避難誘導班 | 〇〇 〇〇   |
|            | 非常持出班 | 〇〇 〇〇   |

(施設の安全対策)

第〇条 建築物の安全性について、専門家による耐震検査を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 ロッカー、書庫、陳列棚等地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。
- 3 その他対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備

等の措置を防災対策班は、別表○点検整備分担表により行うものとする。

(地震防災隊の編成)

第○条 東海地震注意情報発表時から地震発生時に備え、別表○の地震防災隊(自衛消防組織)の編成と任務分担を作成する。

(地震防災隊の隊長)

第○条 隊長は校長をもってあて、副隊長は○○○をもってあてる。

- 2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
- 3 副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第○条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は隊長が任命する。
- 3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第○章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

(東海地震注意情報発表の伝達)

第○条 東海地震注意情報を知った者は、速やかに校長又は他の教職員に報告しなければならない。

- 2 校長は、教職員に正確な情報の入手に努めさせ、東海地震注意情報に接した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別表○地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。
- 3 情報伝達班は、隊長の指示を受け校内放送により、東海地震注意情報を児童生徒及び教職員に周知させる。
- 4 児童生徒への伝達は、児童生徒の保護者への引継ぎ体制が整った時点で行う。
- 5 情報伝達班が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、別紙○に定める要領で行うものとする。

(児童生徒の安全対策)

第○条 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切るものとする。また、当日予定されている授業又は学校行事等は、中止又は延期をする。

- 2 児童生徒が登下校中に東海地震注意情報が発表されたときは、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- 3 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、翌日(当日)の授業又は学校行事は、中止し、学校は、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。

(児童生徒の保護等)

第○条 東海地震注意情報が発表されたときは、隊長は、隊員、教職員に指示して、児童生徒を誘導のうえ、運動場に避難させる。

- 2 隊員、教職員は、学級人員を確認し、保護者の引取りがあったときは、名簿により確認のうえ引き渡すものとする。
- 3 交通機関による通学者、保護者の引取りがない児童生徒は、学校内において保護する。

(休日、夜間に在籍する児童生徒の対応)

第〇条 休日、夜間に部活動等で在籍する児童生徒の扱いについて、時間的余裕がない場合は、在籍する教職員が警戒宣言発令時に準じた対応をとるものとする。

(隊員の緊急動員)

第〇条 隊員は、休日又は夜間において東海地震注意情報を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに登校し応急対策の準備的な対応を講じなければならない。

2 隊員以外の教職員は、原則として自宅待機(その場で身の安全を図る)とするが、在籍児童生徒が予想される場合等は、直ちに登校するものとする。

#### 第〇章 警戒宣言発令時の措置

(地震防災隊の応急活動)

第〇条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別表〇地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(警戒宣言発令の伝達)

第〇条 教職員は、テレビ・ラジオ、又はサイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、地震予知の内容を記録し隊長及び情報伝達班に報告する。

2 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言が発せられたことを確認したときは、警戒宣言が発せられたことを副隊長及び各班長に伝達する。

3 情報伝達班は隊長の指示を受け校内放送により、警戒宣言が発せられたことを児童生徒及び教職員に周知させる。

4 児童生徒への伝達は、児童生徒の保護者への引継ぎ体制が整った時点で行う。

5 情報伝達班が用いる放送文は、別紙〇に定める要領で行うものとし、そのほか、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況など、児童生徒の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(火気使用の中止)

第〇条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。ただし、火気使用が特に必要なときは、隊長の許可を受け、最小限の使用ができるものとする。

(児童生徒の安全対策)

第〇条 児童生徒が在籍中に警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切るものとする。また、当日予定されている授業又は学校行事等は、中止又は延期をする。

2 児童生徒が登下校中に警戒宣言が発令されたときは、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

3 児童生徒が在宅中に警戒宣言が発令されたときは、翌日(当日)の授業又は学校行事は、中止し、学校は、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。

(児童生徒の保護等)

第〇条 警戒宣言が発令されたときは、隊長は、隊員、教職員に指示して、児童生徒を誘導のうえ、運動場に避難させる。

2 隊員、教職員は、学級人員を確認し、保護者の引取りがあったときは、名簿により確認のうえ引き渡すものとする。

3 交通機関による通学者、保護者の引取りがない児童生徒は、学校内において保護する。

(教職員の避難)

第〇条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、隊員を除く他の教職員を帰宅させる。

(発災後の救護活動の準備)

第〇条 発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

(避難所開設への協力)

第〇条 校長は、市が本校に避難所を開設する際は必要な協力を行う。

#### 第〇章 地震発生時の措置

(情報の収集及び伝達)

第〇条 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動にあたるものとする。

2 地震により負傷者等が生じたときは、総括班を中心に救護活動にあたるものとする。

3 災害時の情報伝達は、学校内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても、伝達するものとする。

#### 第〇章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

第〇条 隊長は、別表〇の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、学校内に在る者の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに防災機関等に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

#### 第〇章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第〇条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救護など班別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年1回以上実施する。

2 教職員が、市の行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

3 児童生徒に対する防災訓練は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。

(地震防災に対する教育及び広報)

第〇条 教職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 警戒宣言の性格及びこれに基づき、とられる措置内容。

(2) 予知される地震及び津波に関する知識。

(3) 地震予知情報が出された場合、及び地震が発生した場合に具体的に取る

べき行動に関する知識

- (4) 教職員が果たすべき役割
  - (5) 地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。
  - (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題。
- 2 教職員が、市の行う防災教育の研修を受けるよう便宜を図る。
  - 3 児童生徒に対する防災教育は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定める。



別紙○

休日夜間の緊急連絡表

| 氏 名 | 電 話 番 号 | 携 帯 電 話 |
|-----|---------|---------|
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |
|     |         |         |

別表○

火 災 予 防 の 措 置

- 1 情報の伝達と収集
- 2 消防機関等関係機関との連絡
- 3 火気等の遮断の確認
- 4 消防設備の点検整備
- 5 危険物タンク等の点検整備
- 6 非常用電源の点検

① 東海地震注意情報が発表されたとき

「校内の先生に東海地震に関連する情報をお知らせいたします。  
只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。  
この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが  
大地震に結びつく可能性がおおきいと思われる時点で発表されます。今後、  
詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。』

② 警戒宣言が発令されたとき（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す）

「校内の皆様にお知らせします。本日〇〇時〇〇分、地震災害に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は〇-〇日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。まだ詳細は分かっておりませんが、万一に備え、教職員の皆さんは、あらかじめ定めた地震防災規程に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。

児童生徒のみんなは、先生の言うことをよく聞いて先生の指示に従って下さい。

なお、その後の情報は分かり次第、お伝えします。」

③ 児童生徒の避難誘導を必要とするとき

「避難誘導班の先生に緊急連絡……くりかえす……〇〇校舎〇〇階の児童生徒は避難開始！児童生徒を運動場〇〇〇へ誘導してください。……くりかえす……」

「総括班の先生に緊急連絡……くりかえす……校舎内に児童生徒がいないか確認の上、隊長に報告してください。……くりかえす……」



別表〇

点検整備分担表

| 対象物                  | 点 検 事 項  | 点検担当者   |
|----------------------|--|---|
| 建物等<br>関係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の耐火、耐震性に異常がないか</li> <li>○ 建物（木造）の土台が老朽化してないか</li> <li>○ 外壁、内壁に亀裂による落下のおそれがないか</li> <li>○ 出入口、廊下、階段に転倒、落下物がでないか</li> <li>○ 照明器具、時計等の取付状況はどうか</li> <li>○ 防火扉の破損、作動状況はどうか</li> <li>○ 機材、設備が震動で倒壊するおそれはないか</li> </ul>                         | <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> |
| 火気使用<br>器具関係         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気使用設備（ボイラー、ガス関係設備、喫煙所、湯沸所）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具、電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか</li> <li>○ 火気使用設備など転倒、落下しないか</li> <li>○ 火気使用器具の台座が安全になっているか</li> <li>○ 周囲から転倒、落下するものはないか</li> <li>○ 火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか</li> <li>○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか</li> </ul> | <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> |
| 危険物<br>施設関係          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貯蔵位置、貯蔵量、取扱状況、可燃物放置の有無</li> <li>○ 危険薬品の保管場所付近の火気取締状況</li> <li>○ 高架タンク等が落下、転倒のおそれはないか</li> </ul>   | <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p>                                   |
| 消防用<br>設備関係          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火器等が指定された場所にあるか</li> <li>○ 消火器が震動で転倒、落下することはないか</li> <li>○ 避難誘導設備、消火栓、火災報知器の管理はどうか</li> <li>○ 放送設備、警報器の非常電源は確保されているか</li> <li>○ 消防用設備の耐震性はどうか、標示におちはないか</li> </ul>   | <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p>                  |
| 電気設備<br>及び人命<br>安全関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トランス容量、電灯、動力配線の状況はどうか</li> <li>○ 電気を動力とする機械器具の状況はどうか</li> <li>○ 人命危険の是正及び安全な避難経路の確保</li> </ul>  | <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p>                                   |

別表〇 地震防災対策チェック表

| 実施事項        | 東海地震注意情報発表時適否 | 措 置 | 警戒宣言発令時適否 |
|-------------|---------------|-----|-----------|
| 転倒防止は       |               |     |           |
| 階段・通路の障害物は  |               |     |           |
| 棚等からの落下物は   |               |     |           |
| 火気使用器具の停止は  |               |     |           |
| LPGボンベ等の固定は |               |     |           |
| 発電機の燃料は     |               |     |           |
| 主要出入口の開放は   |               |     |           |
| 飲料水の確保は     |               |     |           |
| 非常食料品の確保は   |               |     |           |
| 医薬品、衛生品の確保は |               |     |           |
| 乾電池の確保は     |               |     |           |

|                 |        |  |
|-----------------|--------|--|
| 東海地震注意情報<br>発表時 | 点検完了日時 |  |
|                 | 点検者氏名  |  |
| 警戒宣言発令時         | 点検完了日時 |  |
|                 | 点検者氏名  |  |

別表〇 地震発生後チェック表

| 実施事項             | 適否 | 措置 |
|------------------|----|----|
| ガス漏れか所はないか       |    |    |
| 漏水か所はないか         |    |    |
| 油漏れはないか          |    |    |
| LPGボンベの固定は       |    |    |
| 電気配線、器具に異常はないか   |    |    |
| 発電機の機能はよいか       |    |    |
| 階段、通路の障害物はないか    |    |    |
| 主要な出入口の開放はよいか    |    |    |
| 建物の損壊等危険か所はないか   |    |    |
| 窓ガラスの破損等危険か所はないか |    |    |
| 屋外看板等に危険か所はないか   |    |    |

|        |  |
|--------|--|
| 点検完了日時 |  |
| 点検者氏名  |  |